

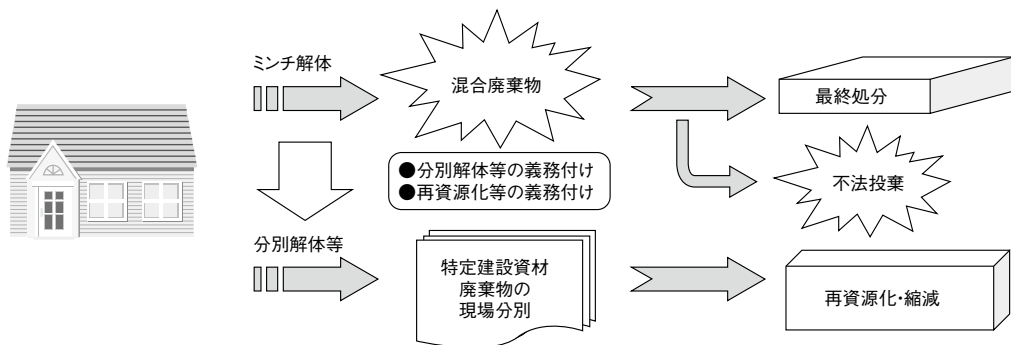
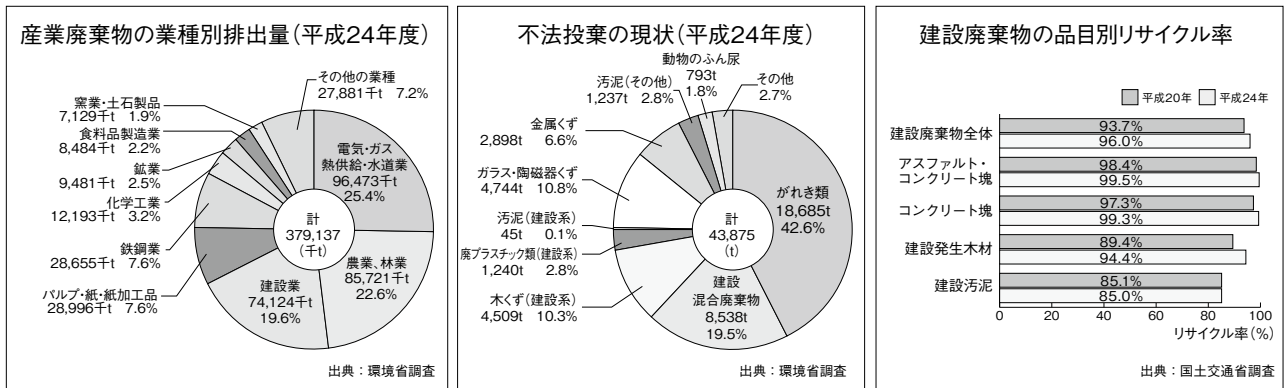
21 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律とは？

通称「建設リサイクル法」！

建設業から排出される産業廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割を占め、不法投棄量の約8割を占めています。また、昭和40年代以降に急増した建築物が更新期を迎え、今後、廃棄物の発生量が急増することが予想されています。

このことから、建築物やその他の工作物に関する建設工事について、建築物等に使用されている特定建設資材の廃棄物の分別解体等や再資源化等を促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」が公布され、平成14年5月30日から全面施行されました。

この法律では、対象建設工事（一定規模以上の建設物等に係る解体工事等）の発注者に都道府県知事等への届出の義務付け、対象建設工事の受注者に特定建設資材（コンクリート、木材及びアスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源化等が義務付けられ、適正な解体工事等の実施を確保することとしています。また、解体工事業の登録制度を創設し、平成13年5月30日から施行されています。



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 法律第104号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆分別解体 ☆再資源化 ☆登録制度	○ 特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施する等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。 ○ 生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆分別解体等 ☆再資源化 ☆特定建設資材	○ 「分別解体等」とは、 ・ 建築物等の全部又は一部の解体工事の場合、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為。 ・ 新築工事等の場合、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為。 ○ 「再資源化」とは、建設資材廃棄物の運搬・処分（再生含む）のうち、次に該当するもの ・ 分別解体等に伴って、生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為。 ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。 ○ 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート。
3 基本方針 (法3)	○ 主務大臣は、特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の促進等に関する基本方針を定める。 ○ 都道府県知事は、基本方針に即し、分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関する指針を定める。
4 分別解体等の実施義務 (法9、10、12、13)	○ 対象建設工事の受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行うこと。 ○ 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、分別解体等の計画等について、工事着手日の7日前までに都道府県知事等に届け出ること。 ○ 対象建設工事を請け負おうとする者は、発注しようとする者に対して、分別解体等の計画等について書面を交付して説明すること。 ○ 対象建設工事の請負契約当事者は、分別解体等の方法、解体工事の費用等を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付すること。
5 再資源化等の実施義務 (法16)	○ 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について再資源化すること。(地理的条件等で困難な場合、代わりに縮減措置可)
6 解体工事業者の登録 (法21、31、33、34)	○ 解体工事業を営もうとする者は当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けること。(5年ごと更新) ○ 解体工事業者は、技術管理者を選任すること。 ○ 解体工事業者は営業所及び解体工事現場ごとに標識を掲示し、営業所ごとに帳簿を備え、記載・保存すること。

平成16年度以降の主な沿革……なし

(参考資料) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」パンフレット

建設副産物リサイクル広報推進会議

(問合せ先) 石川県監理課技術管理室
 石川県建築住宅課

電話 076-225-1787 FAX 076-225-1788
 電話 076-225-1777 FAX 076-225-1779

22 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律とは？

通称「食品リサイクル法」！

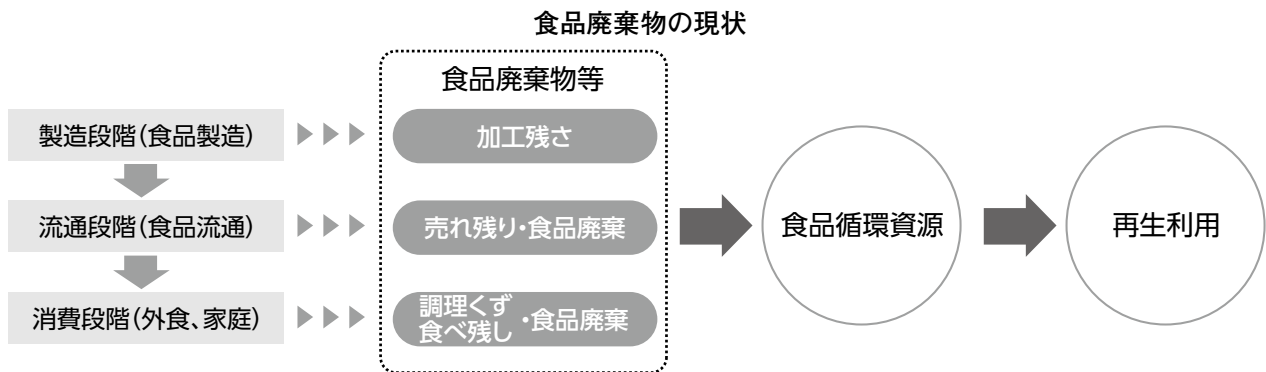
生活様式が多様化し、消費意識も大きく変わる中で、過度の鮮度志向などにより、製造・流通段階で大量の食品が廃棄されています。また、消費段階でも多量の食べ残しが発生し、多くの商品に係る資源が浪費されています。廃棄物をめぐる状況は深刻化しており、これらがもたらす環境への負荷は大きな社会問題になっています。また、食料の多くを輸入農産物に依存している我が国が、大量の食品を廃棄することはそれ自体が深刻な問題でもあります。

こうした状況を背景に、平成12年6月7日、食品廃棄物の発生を抑制するとともに、食品循環資源の有効利用を促進することで、環境への負荷を軽減しながら持続的な発展ができる循環型社会の構築を目指して、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（通称：食品リサイクル法）」が制定されました。この法律では食品廃棄物の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%以上向上させることを目標にしていたのですが、実施率は高くありませんでした。

そこで、平成19年にさらにリサイクルを推進するための対策を盛り込む内容に法律が改正されました。

○ 法改正のポイント

- ① 食品廃棄物等の多量発生事業者（年間100トン以上）に対する再生利用等の状況報告の義務化
- ② コンビニ等フランチャイズチェーンは加盟店を含め、発生量を一体的に判定
- ③ 再生利用事業計画の認定事業者は、食品廃棄物の広域的な収集運搬が可能
- ④ 個々の事業者ごとに再生利用等の実施目標を設定
- ⑤ 再生利用等の手法に熱回収を追加



○ 食品廃棄物の発生及び発生抑制の状況（平成25年度試算結果）

区 分	食品廃棄物等の年間総発生量(千t)	再生利用等の実施率(%)											発生抑制の実施量(千t)	
		減量率	再生利用の実施率									熱回収の実施率		廃棄物としての処分率
			食品リサイクル法で規定している用途別の実施率						その他					
			肥料	飼料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール						
食品製造業	15,936	13	81	78	14	59	4	2	0	0	3	3	3	2,138
食品卸売業	210	4	53	46	22	12	1	10	0	0	8	1	42	35
食品小売業	1,239	0	38	37	12	16	1	7	0	0	1	0	62	183
外食産業	1,884	3	18	16	6	6	0	4	0	0	2	0	78	127
食品産業計	19,270	11	72	69	13	51	3	2	0	0	2	2	14	2,483

注：農林水産省統計部「食品リサイクルに関する事例調査結果（平成25年度）」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年6月7日 法律第116号) のキーポイント	
主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆発生抑制 ☆再生利用 ☆資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品循環資源の再生利用及び熱回収、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定める。 ○ 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずる。 ○ 食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進する。 ○ 生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆食品廃棄物等 ☆食品循環資源 ☆食品関連事業者 ☆再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食品廃棄物等」とは、①食品が食用に供された後、又は食品が食用に供されずに廃棄されたもの、②食品の製造、加工等で副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの。 ○ 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なもの ○ 「食品関連事業者」とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者 ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業（①沿海旅客海運業②内陸水運業③結婚式場業④旅館業）を行う者 ○ 「再生利用」とは、食品循環資源を肥料、飼料その他の製品の原材料として利用すること又は利用するために譲渡すること。
3 基本方針 (法3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて基本方針を定める。
4 責務 (法4、5、6) ☆事業者等の責務 ☆国の責務 ☆地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び消費者の責務 食品の購入又は調理の方法の改善により、食品廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により、食品循環資源の再生利用の促進に努めること。 ○ 国の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用等を促進するため、必要な資金の確保、情報収集活用や研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めること。 ・教育活動、広報活動等を通じて国民の理解と協力を求めるよう努めること。 ○ 地方公共団体の責務 当該区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること。
5 定期報告 (法9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告すること。
6 再生利用を促進するための措置 (法11、12、19) ☆登録再生利用事業者制度 ☆再生利用事業計画認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録再生利用事業者制度 特定肥飼料等製造業者（食品循環資源を原材料として肥料、飼料等を製造する業者）について、事業場ごとの主務大臣の登録制度（期間5年）を設け、優良な再生利用事業者の育成等を通じて委託による再生利用を促進。 ○ 再生利用事業計画認定制度 食品関連事業者等は特定肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して「再生利用事業計画」を作成、主務大臣の認定を受ける仕組みを設け、これらの三位一体となった再生利用を促進。

平成16年度以降の主な沿革

平成19年 6月 13日 法律第83号 定期報告義務の創設等（平成19年12月1日施行）

（参考資料）「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」パンフレット 農林水産省
 （問合せ先）北陸農政局経営・事業支援部食品企業課 電話076-232-4149 FAX 076-234-3076
 石川県農業安全課 電話076-225-1626 FAX 076-225-1628

23 使用済自動車の再資源化等に関する法律とは？

通称「自動車リサイクル法」！

日本国内では、年間約333万台（平成26年度）の使用済自動車が発生しています。

従来は、エンジン、ボディ部品、非鉄金属、タイヤなどを中心に、自動車の重量比で、約80%がリサイクルされる一方、残りの約20%はシュレッダーダストとして、そのほとんどが埋立処分され、近年の産業廃棄物最終処分場のひっ迫から大きな問題となっていました。

そこで、新車販売時に購入者からリサイクル費用を徴収するとともに、自動車メーカーと輸入業者に再資源化等を義務付ける「自動車リサイクル法」が平成14年7月12日に公布され、平成17年1月1日から全面施行されています。

使用済自動車から出る廃棄物の減量化と、不法投棄・不適正処理の防止を目指すため、次の3品目を引き取り・リサイクル（フロン類については破壊）することを、メーカーなどに義務づけるものです。

- ①シュレッダーダスト（使用済自動車を解体後に破砕したもの）
- ②フロン類（カーエアコンの冷媒として使用）
- ③エアバッグ（「指定回収物品」として政令で指定）

○リサイクルの仕組み

- ①自動車の最終ユーザーは、引取業者に使用済自動車を引き渡す義務を負います。
- ②引取業者は、フロン類回収業者に自動車を引き渡す義務を負います。
- ③回収業者は、フロン類を抜きメーカーなどに引き渡して回収料金を得る一方、車体を解体業者に引き渡します。
- ④解体業者は、エアバッグをメーカーに引き渡し回収料金を得るほか、再利用できる部品は部品や有用金属の市場で販売、残った車体はシュレッダー業などの破砕業者に引き渡します。
- ⑤破砕業者は、シュレッダーダストをメーカーに引き渡すほか、金属などは有用金属市場に販売します。

使用済自動車の処理は、電子管理票（マニフェスト）を使って追跡する制度を新しく導入し、第三者機関で情報管理する仕組みとなります。

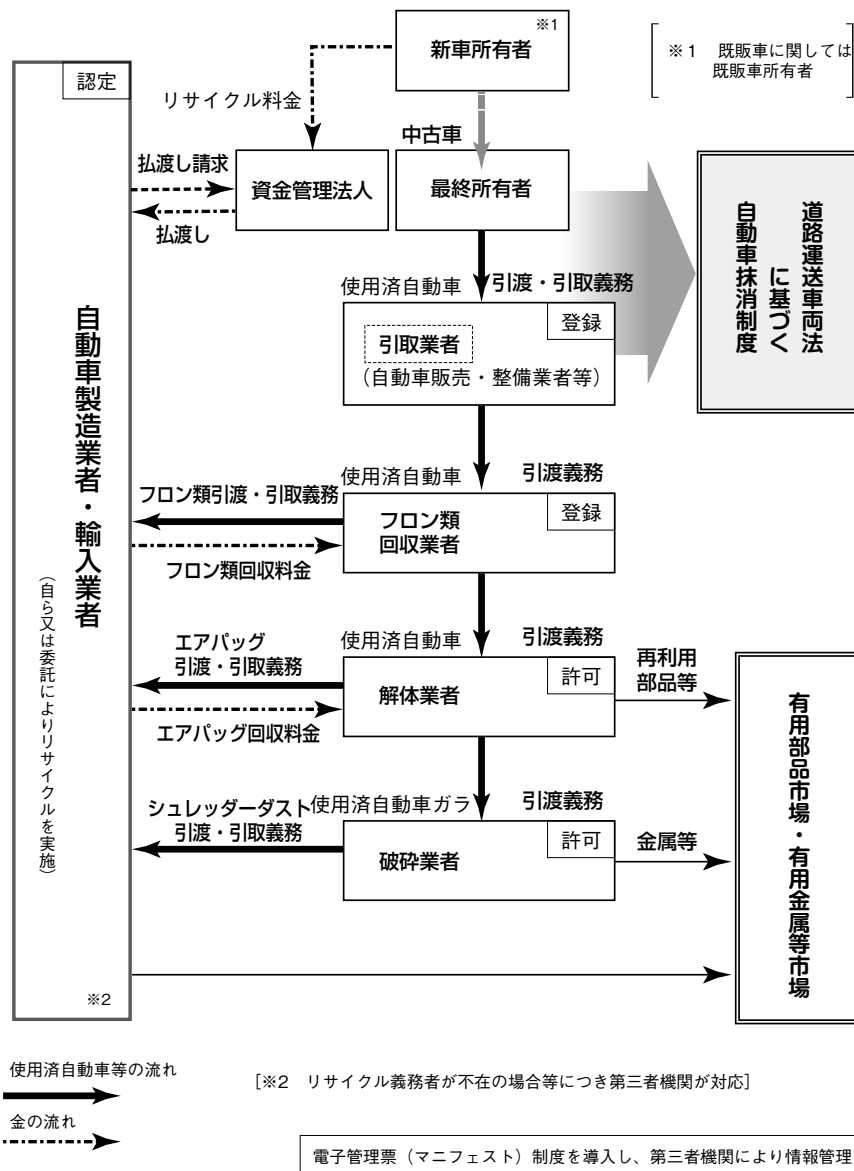
○リサイクル費用の負担

- ①新車の場合、購入者が再資源化預託金を購入時に資金管理人に支払います。
- ②リサイクル費用が預託されていない既販車については、既販車所有者が最終ユーザーか引取業者に使用済み自動車を引き渡す際に再資源化預託金を資金管理人に支払います。

○関連事業者の登録、許可

自動車販売業者や整備業者ら引取業者とフロン類回収業者は、都道府県知事または保健所設置市長への登録制です。解体業者と破砕業者は、車の潤滑油による土壌汚染などの問題が生じないように、知事または保健所設置市長の許可制です。「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理業の許可を取る必要はありません。

〈使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日 法律第87号）の概念図〉



平成16年度以降の主な沿革
 平成24年8月1日 法律第53号 暴力団対策法の一部改正による改正（平成24年10月30日施行）

（問合せ先）（公財）自動車リサイクル促進センター ホームページ <http://www.jarc.or.jp>
 石川県廃棄物対策課 電話 076-225-1472 FAX 076-225-1473
 金沢市環境指導課 電話 076-220-2521 FAX 076-260-7193

24 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とは？

通称「小型家電リサイクル法」！

日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンであり、そのうち鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属は28万トンと推定されています。これまでは、小型家電が使用済みとなった場合、回収されているものは、鉄やアルミ等一部の金属にとどまり、大部分は埋立処分されていました。

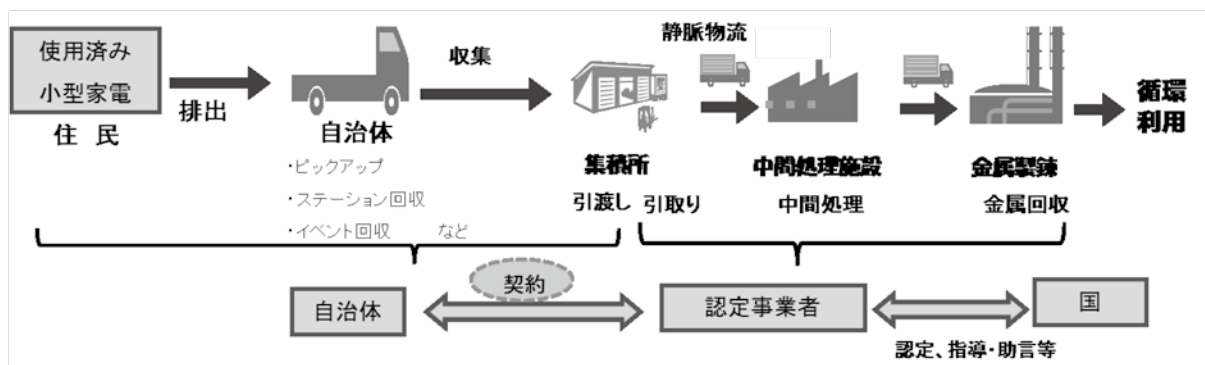
このような状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、平成24年8月10日に、「小型家電リサイクル法」が公布され、平成25年4月1日から施行されました。

使用済小型電子機器等は、資源としての価値があるので、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、採算性を確保しつつ再資源化することも可能です。制度の特徴として、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情にあわせた形でリサイクルを実施する促進型となっています。小型家電の範囲は、特定家庭用機器再商品化法に規定される品目（エアコン、ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を除くほぼ全ての品目です。

また、リサイクルの推進体制は、市町村、消費者、事業者、製造業者等で構成されています。「小型家電リサイクル法」による再資源化の流れは次のようになっています。

小型家電リサイクル法の仕組み

(平成24年8月公布、平成25年4月施行)



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(平成24年8月10日 法律第57号)のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆使用済小型電子機器等の再資源化	○ 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 「再資源化」の定義 (法2)	○ 使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること。
3 対象機器(小型電子機器等) (法2)	○ 一般消費者が通常生活で使用する電子機器その他の電気機械器具であって、(1)廃棄物となった場合、その効率的な収集及び運搬が可能であり、(2)再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないものを対象機器として政令で指定する。(特定家庭用機器再商品化法に規定される品目(エアコン、ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を除くほぼ全ての品目)
4 基本方針の策定 (法3)	○ 対象機器の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。(平成25年3月6日経産省・環境省共同告示として公表)
5 関係者の役割 (法4、5、6) ☆事業者の役割 ☆消費者の役割 ☆市町村の役割 ☆国の役割	○ 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、分別して排出し、認定事業者等の収集・運搬又は、資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 消費者は、使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村等の収集・運搬又は、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 市町村、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める。 ○ 国は、再資源化等に必要な資金の確保、情報の収集、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる。
6 認定事業者 (法10) ☆再資源化事業計画の認定	○ 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分(再生を含む)の事業(以下「再資源化事業」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む)は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(再資源化事業計画)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

主な沿革……なし

(参考資料)「小型家電リサイクル法が始まります！」 環境省 経済産業省

(問合せ先) 石川県廃棄物対策課

電話076-225-1471 FAX 076-225-1473

25 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観

及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律とは？

通称「海岸漂着物処理推進法」！

日本海側の海岸では、毎年、冬季になると北西の季節風により、対岸諸国のものと思われるポリタンクやプラスチック容器などのごみが大量に漂着しています。

また、貨物船の遭難や荷崩れによると思われる木材やコンテナなども打ち上げられており、これらは海岸の景観を破壊しています。

とりわけ、石川県は、加賀から能登にかけて長い海岸線を有し、特に、能登地域は、対馬海流の影響を受けやすく、ごみが漂着しやすい特性があることから、海岸漂着物の対策は重要な課題です。

本県における大量の漂着物の代表例として、平成9年のロシア船籍「ナホトカ号」の沈没による油流出事故があり、この事故の際には、北西の季節風と沿岸の海流に運ばれ、広い範囲で大量に油が漂着いたしました。

当時、1月という厳しい気象条件で事故が発生しましたが、最終的に延べ20万人（うちボランティア延べ10万人）の協力を得て、ドラム缶にして約11万本の重油を回収処理しました。

このことが、一つの契機となり、県民の中に海岸美化やボランティア意識が深く浸透したこともあり、毎年実施される「クリーン・ビーチいしかわ」は、企業・団体・住民など常に10万人を超える県民の皆さんが参加する運動として定着しています。

海岸漂着物については、原因者が判明している場合には、その原因者に適正な処分を求めることになっていますが、原因者が不明な場合は、漂着物は廃棄物ということになり、沿岸各市町がやむを得ず一般ごみと併せて処分していました。

平成21年7月に、「海岸漂着物処理推進法」が成立し、海岸漂着物の円滑な処理や発生の抑制を図るため、海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じること、また、国は、海岸漂着物対策を推進するための財政措置を講じることといった責任が明確化され、海岸漂着物対策が大きく前進しました。

また、海岸漂着物には、事業活動に利用され不要となったものが適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見されています。事業者の方々には、不要となったものを廃棄物として適正に処分することにより、海岸漂着物の発生抑制に努めることが求められます。

**美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び
環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
(平成21年7月15日 法律第82号)のキーポイント**

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図る。 ○ 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確化するとともに、基本方針の策定など海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。
2 「海岸漂着物等」の定義 (法2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。 ○ 海岸漂着物等とは、上記に加え海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。
3 基本方針 (法13) ☆海岸管理者の役割 ☆市町村の役割 ☆都道府県の役割 ☆国民、事業者の役割	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理の責任等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講じる ・ 市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連携して海岸漂着物の回収、廃棄物処理施設での処分等に協力する ・ 都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる ○ 発生の抑制 <p>国内に起因する海岸漂着物には、陸域で生じた生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見されることから、適正に処分することが、ひいては海岸漂着物等の発生抑制に資する。</p> <p>また、海岸漂着物には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含まれており、これらは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであるため、身近に発生するごみ等の散乱を防止することが重要である。そのため、海岸を有する地域だけでなく広く各界各層の国民が海岸漂着物の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみ等の投棄を行わないことが必要である。</p>
4 財政上の措置 (法29) ☆国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる。
5 法制度の整備 (法31)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施する。

主な沿革……なし

(問合せ先) 石川県廃棄物対策課

電話076-225-1471 FAX 076-225-1473

26 国等による環境物品等の調達に関する法律とは？

通称「グリーン購入法」！

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

このグリーン購入を国等が率先して推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」が平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、国会や各省庁等の各機関が環境物品等の調達を推進するための基本方針を国が策定することとされています。各機関は、この基本方針に即した調達方針を作成・公表し、調達を行い、年度ごとの調達実績を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとされています。

都道府県、市町村等においては、毎年度、環境物品等の調達方針を作成するように努めること、及び、その方針に基づき、物品等の調達を行うことが求められています。

ただし、物品の調達の推進に当たっては、国等、都道府県及び市町村等は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとされています。

本県においても、平成15年度から「石川県グリーン購入調達方針」を定め、環境物品等の調達の推進に努めています。

また、事業者・国民においても、物品購入等に際しては、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとされています。

さらに、グリーン購入に役立つ情報提供の推進として、製品メーカー等事業者は購入者等に対し、環境物品等についての適切な情報提供に努めるものとされているほか、環境ラベル等による情報提供体制についても規定しています。

国の基本方針のイメージ

<p>1. 決定方法 環境大臣が、各省各庁の長等と協議して案を作成し、閣議決定</p>
<p>2. 基本方針の内容</p> <p>(1) 環境物品等の調達推進の基本的方向</p> <p>① 調達推進の意義 (環境物品等への需要の転換を図るため、国等の率直的調達が重要)</p> <p>② 調達推進の考え方 (各機関がその実情に合わせて可能な限り、調達を進める)</p> <p>(2) 特定調達品目</p> <p>重点的に調達を推進する環境物品等の種類(特定調達品目)、判断基準、目標の立て方について決める。</p> <p>【種類】 例：情報用紙・印刷用紙(再生紙)、公用車(低公害車)、コピー機(低電力型)</p> <p>【判断基準】 例：情報用紙の場合 古紙配合率〇〇%以上、白色度〇〇%以下</p> <p>【目標の立て方】 例：情報用紙の場合 情報用紙の調達総量に占める基準該当品の割合</p> <p>(3) その他重要事項</p> <p>① 調達推進体制の在り方 調達推進の責任者の指名、会計担当部局の関与 等</p> <p>② 調達方針の適用範囲 各機関が調達方針の対象範囲を決定。特殊部門は理由を明記した上で別途方針を作成することも可。 等</p> <p>③ 実績の取りまとめ・公表の方法</p> <p>④ 関係省庁等連絡会議の設置</p> <p>⑤…</p>

環境物品等の調達方針のイメージ

<p>1. 決定方法 各省各庁の長及び独立行政法人等の長が、各機関毎に毎年度作成</p>
<p>2. 調達方針の内容</p> <p>(1) 特定調達品目の調達の目標</p> <p>例：平成〇年度には、次の特定調達物品等を</p> <p>① 情報用紙・印刷用紙(再生紙) 〇%以上</p> <p>② 公用車(低公害車) 〇%以上</p> <p>③ コピー機(低電力型) 〇%以上</p> <p>調達する。</p> <p>(2) 特定調達品目以外で各機関が自主的に調達を推進するものの種類及び目標</p> <p>※目標の決め方(数値目標とするか、定性的な目標とするか)は各機関の判断による</p> <p>例：平成〇年度には、</p> <p>① 間伐材使用家具を〇台調達する。</p> <p>② 文具については、エコマーク、グリーンマーク認定製品又はこれと同等のものを調達する。</p> <p>③…</p> <p>(3) その他の事項</p> <p>例：・官房会計課長をヘッド、各部局の担当官をメンバーとするグリーン購入推進省内連絡会議を設ける。</p> <p>・調達方針の適用範囲は〇〇とし、△△事務所には、…の理由により適用しない。</p> <p>・調達の実績は、上記(1)、(2)に掲げた品目毎に取りまとめ、公表。</p>

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日 法律第100号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆調達推進 ☆情報提供 ☆需要の転換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める。 ○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
2 責務 (法3～5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定。
3 国等の調達の推進(法6～9) ☆基本方針策定 ☆調達方針作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針の策定 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は環境大臣が各省各庁の長等と協議して案を作成し、閣議決定する。 ○ 調達方針の作成等 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。
4 地方公共団体等の調達推進 (法10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村等は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成するよう努める。 ○ 都道府県、市町村等は、調達方針を作成したときは、当渡方針に基づき物品等の調達を行う。
5 調達に当たっての配慮 (法11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等、都道府県及び市町村等は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮する。
6 環境物品等に関する情報提供 (法12～14、附則2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による情報提供 事業者は、その製造等する物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。 ○ 環境ラベル等による情報提供 他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的取決めとの整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報提供に努める。 ○ 国による情報提供及び検討 国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供方策等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

平成16年度以降の主な沿革……なし

(問合せ先) 石川県温暖化・里山対策室 電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479

27 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進

に関する法律とは？ 英訳の頭文字をとって、「PRTR法」！

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称：PRTR法）」は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。（PRTRとはPollutant Release and Transfer Registerの略）

この法律では、対象事業者は毎年度事業所毎に、その事業活動に伴う対象化学物質（第1種指定化学物質）の環境への排出量・移動量を把握し、翌年度の4月1日から6月30日までに都道府県経由で国（事業所管大臣）に届け出ることが義務付けられています。

国は、この届出されたデータを、業種別、地域別等に集計・公表するとともに都道府県に情報を提供しています。また、都道府県は事業所ごとの情報をもとに地域のニーズに応じて集計・公表をすることになります。

この法律のもう一つの重要ポイントは、安全データシート（SDS）の交付が義務付けられていることです。（SDSとは、Safety Data Sheetの略）

これは、対象事業者が対象化学物質（第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質）及びそれを含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に、当該化学物質の性状、取扱いに関する情報を提供して、取扱いなどのミスを未然に防ごうとするものです。

第一種指定化学物質の排出量及び移動量（上位3物質の排出量及び移動量の合計量）

（平成25年度PRTRデータの集計結果より）

	全国		石川県分	
大気への排出	トルエン	54,092 t/年	トルエン	760 t/年
	キシレン	28,374 t/年	キシレン	474 t/年
	エチルベンゼン	14,035 t/年	エチルベンゼン	318 t/年
公共用水域への排出	ほう素化合物	2,494 t/年	N, N-ジメチルホルムアミド	60 t/年
	ふっ化水素及びその水溶性塩	1,842 t/年	ほう素化合物	29 t/年
	マンガン及びその化合物	718 t/年	ふっ化水素及びその水溶性塩	18 t/年
土壌への排出	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	4 t/年	—	—
	砒素及びその無機化合物	0.9 t/年	—	—
	テトラクロロイソフタロニトリル （別名クロロタロニル又はTPN）	0.2 t/年	—	—
自己埋立による排出	鉛化合物	3,704 t/年	—	—
	マンガン及びその化合物	2,379 t/年	—	—
	砒素及びその無機化合物	963 t/年	—	—
	排出量の合計	160,178 t/年	排出量の合計	2,099 t/年
廃棄物としての移動	マンガン及びその化合物	46,775 t/年	トルエン	446 t/年
	トルエン	35,238 t/年	ふっ化水素及びその水溶性塩	441 t/年
	クロム及び三価クロム化合物	16,592 t/年	ほう素化合物	202 t/年
下水道への移動	N, N-ジメチルホルムアミド	202 t/年	N, N-ジメチルホルムアミド	180 t/年
	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	159 t/年	トルエン	0.2 t/年
	アセトニトリル	77 t/年	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	0.1 t/年
	移動量の合計	215,491 t/年	移動量の合計	1,951 t/年
	排出量及び移動量の合計	375,668 t/年	排出量及び移動量の合計	4,050 t/年

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成11年7月13日 法律第86号) のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆排出量等の把握 ☆事業者の自主管理 ☆環境保全の支障未然防止	○ 事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。
2 定義等 (法2) ☆第1種指定化学物質 (PRTR、SDS対象物質：462物質) ☆第2種指定化学物質 (SDS対象物質：100物質) ☆第1種指定化学物質等取扱事業者 (PRTR届出対象事業者) ☆特定第1種指定化学物質 (第1種指定化学物質のうち15物質)	○ 第1種指定化学物質とは、次のいずれかの要件に該当し、かつ相当広範な地域の環境において継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるもの。 ・ 自然的作用による化学的变化により容易に上記の化学物質を生成するもの。 ・ オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの。 ○ 第2種指定化学物質とは、第1種指定化学物質の上記のいずれかの要件を満たし、かつその製造量、輸入量、使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において継続して存することとなることが見込まれる化学物質で政令で定めるもの。 ○ 第1種指定化学物質等取扱事業者とは、次の3つの要件を全て満たす事業者。 <ol style="list-style-type: none"> ① 対象業種 次に掲げる業種に属する事業を営んでいる事業者 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業（全業種）、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業*、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業*、自動車卸売業*、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業*、ごみ処分業、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関*、自然科学研究所（*印はこのうち一部の業種） ② 従業員数 常時使用する従業員数が21人以上の事業者 ③ 取扱量等 次のうちいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> a) いずれかの第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者 b) いずれかの特定第1種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者 c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者 d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者 f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者
3 化学物質管理指針 (法3)	○ 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、第1種及び第2種指定化学物質の管理指針を定め、公表する。（平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号）
4 事業者の責務 (法4) ☆化学物質自主管理 ☆国民の理解を深める	○ 指定化学物質等取扱事業者（政令で定める業種、取扱量等の要件に該当する者）は、第1種及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めること。
5 排出量等の把握及び届出 (法5) ☆PRTR制度	○ 第1種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う当該物質の排出量、移動量を把握し、第1種指定化学物質及び事業所ごとに毎年度、前年度の排出量及び移動量を事業所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して主務大臣に届け出ること。
6 指定化学物質の情報提供 (法14) ☆SDS制度	○ 指定化学物質等取扱事業者は、当該指定化学物質等を他の事業者に対し、譲渡し、又は提供するときは、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付等により提供すること。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年 11月 21日 政令356号 指定化学物質の変更、対象業種の追加（平成21年10月1日施行）

平成22年 4月 1日 財・文科・厚労・農水・経産・国交・環・防衛令一政令改正に伴う規制の一部改正等（公布日施行）

(参考資料) 「PRTR制度に基づく届出のしおり」 平成28年4月 石川県

「PRTRについて」パンフレット 経済産業省・環境省

(問合せ先) 環境省環境安全課 電話 03-3581-3351 FAX 03-3580-3596

経済産業省化学物質管理課 電話 03-3501-0080 FAX 03-3580-6347

石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

28 ダイオキシン類対策特別措置法とは？ ダイオキシン対策の切り札！

近年、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による汚染が全国的に大きな問題となっています。現在、ダイオキシン類対策は、平成11年7月16日に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」と同法第33条の規定により定めた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシンの量を削減するための計画」を基に進められています。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、

- (1) 耐容1日摂取量は人の体重1kg当たり4ピコグラム（4pg-TEQ/kg/日）とし、
- (2) 大気、水質、水底の底質、土壌それぞれに環境基準を設け、知事にダイオキシン類の常時監視を義務づけ、
- (3) 汚染がひどい地域には、より厳しい総量規制基準を定め、
- (4) 排出基準の違反者に対しては、改善を命じ、改善命令違反には罰則として1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科しています。

事業者に対しては

- (1) 環境汚染の防止措置、国等が実施する環境汚染防止施策への協力
- (2) 特定施設の設置等の届出
- (3) 特定施設からの排出基準遵守義務
- (4) 年1回以上の排出ガス、排出水の測定と知事への結果報告

などの責務や役割が課せられています。

排出ガスに係る排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設の種類	焼却炉の 焼却能力	新設施設 基準 H12.1.15以降 に設置する施設	既設施設基準 H12.1.14以前 に設置した施設
		0.1	1 (0.1) 注1
廃棄物焼却炉 (焼却能力が合計 50kg/時以上又は 火床面積0.5m ² 以上)	4t/時以上	0.1	1 (0.1) 注1
	2t/時以上 4t/時未満	1	5 (1) 注1
	2t/時未満	5	10 (5) 注1
製鋼用電気炉		0.5	5 (0.5) 注1
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

注1：() 内は、平成9年12月1日～平成12年1月14日の間に設置された廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上、又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉の基準。

注2：廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準については、最終処分場の維持管理の基準を定める省令により10pg-TEQ/Lと規定。

排出水に係る排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類の	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・ 下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る） 	10
<p>など19種類の特定施設があります。</p> <p>※19種類の詳細は環境政策課ホームページ や「ダイオキシン類対策特別措置法のしおり」 を参照してください。</p>	

※ なお、平成13年3月（平成14年12月1日施行）の「廃棄物処理法施行規則」の改正により、ダイオキシン類の排出基準が適用されない小型の廃棄物焼却炉についても、800度以上でごみを燃焼でき、温度計や助燃装置等を備えた構造を持つ焼却炉であることが必要です。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆基本基準設定 ☆汚染土壌措置 ☆国民の健康	○ ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。
2 ダイオキシン類等 定義 (法2) ☆ダイオキシン ☆ジベンゾフラン ☆コプラナー PCB ☆特定施設	○ ダイオキシン類とは次の3物質をいう。 ・ポリ塩化ジベンゾフラン ・ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン ・コプラナーポリ塩化ビフェニル ○ 特定施設とは、工場等に設置される施設のうち、製鋼用の電気炉、廃棄物焼却炉等の施設であって、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出し、又は、これを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの。
3 事業者の責務 (法4) ☆汚染防止措置 ☆施策協力	○ 事業者は、その事業活動を行うに当たって発生するダイオキシン類による環境の汚染防止等のために必要な措置を講ずるとともに、国・地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境汚染の防止等に関する施策に協力しなければならない。
4 排出ガス及び排水規制 (法8、10、11、12、13、14、15、16、20) ☆一般排出基準 ☆総量規制基準 ☆特定施設届出 ☆排出基準遵守義務	○ 特定施設からの排出ガス及び排水に係るダイオキシン類の排出基準を環境省令で定める。 ○ 知事は、政令で定める一定地域にあっては、特定施設から大気中に排出されたダイオキシン類について総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定める。 ○ 特定施設を設置しようとする者は知事に届け出ること。また、当該届出者が構造等の変更をしようとするときは、その旨を届け出ること。 ○ 知事は、特定施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の設置に関する計画の変更等の必要な措置を取るべきことを命ずることができる。 ○ 排出ガス又は排水を排出する者は、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。
5 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等 (法24、25)	○ 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん、焼却灰及びその他の燃え殻の処分を行う場合には、これに含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内(3ng-TEQ/g以下)となるように処理しなければならない。 ○ 廃棄物の最終処分場は、ダイオキシン類による汚染が生ずることがないように、環境省令で定める基準に従い、維持管理をしなければならない。
6 汚染状況調査・測定義務 (法28)	○ 特定施設設置者は、その設置する施設が、大気基準適用施設である場合は排出ガス、水質基準適用施設である場合は排水、廃棄物焼却炉である場合は併せてばいじん及び燃え殻につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

平成16年度以降の主な沿革

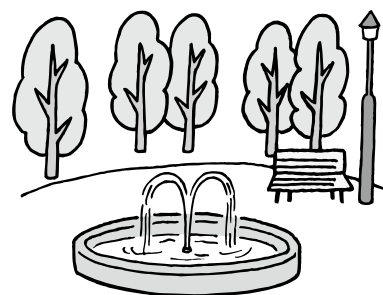
平成20年 4月 平成20年4月から異性体により毒性への換算係数が変更されています。

(参考資料) 「ダイオキシン類対策特別措置法のしおり」平成28年4月 石川県

(問合せ先) 石川県環境政策課	電話 076-225-1463	FAX 076-225-1466
石川県廃棄物対策課	電話 076-225-1472	FAX 076-225-1473
石川県南加賀保健福祉センター	電話 0761-22-0795	FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター	電話 076-275-2642	FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター	電話 0767-53-2482	FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター	電話 0768-22-2011	FAX 0768-22-5550
金沢市環境指導課	電話 076-220-2508	FAX 076-260-7193

29 工場立地法とは？ 環境にやさしい企業活動の第一歩！

工場の立地は生産活動を効率的に行うことを主眼に計画されることはもちろんですが、同時に、公害や災害等の総合的なリスクを防止するための基本的条件を備えつつ、計画段階から緑地など周辺環境の整備を行うことによって、周辺地域の住民と産業活動との調和を図っていくことが必要です。



このような観点から、一定規模の工場を新・増設及び変更する際は、建築基準法に基づく確認申請などのほかに、あらかじめ工場立地法に基づく届出が義務付けられています。その届出が必要となる条件は次の三つです。

- (1) 敷地面積が9,000m²以上または建築面積が3,000m²以上のもの。
- (2) 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の4業種。
- (3) 工場新設のほか、既存の工場建屋を増設する場合や新たに用地を取得して工場の敷地面積を拡大する場合など。

届出内容は、敷地、建物、生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の面積、配置状況等です。

なお、工場立地法では、生産施設及び環境施設の面積割合について、規制値が下表のとおり、定められています。

この中で緑地は敷地面積の原則20%以上となっていますが、緑地は単に修景的な意味を持つだけでなく、地域や働く人々にとって憩いや安らぎを与えるなどの多くの効用を持つものです。また、緑地の地域への開放など企業の地域社会への貢献は今後ますます求められるでしょう。これらを支援していくため、融資制度（環境保全資金融資制度）、表彰制度（緑化優良工場表彰制度）が設けられています。

生産施設、環境施設の面積

区分	対象		敷地面積に対する面積割合	面積のはかり方	
	施設等	業種		[工場建屋]	[屋外生産施設]
生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・機械又は装置が設置されている建物 ・屋外の機械又は装置などの生産プラント 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業 	業種の区分により 30～65%以下 50%以下 65%以下 65%以下	建築基準法施行令に定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が成育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設 ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがされているものに限る）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20%以上	[区画がある場合] 水平投影面積 [区画がない場合] ・外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・並木状の樹木の場合 幅1m×並木の長さ	
	緑地以外の環境施設	<ul style="list-style-type: none"> ・次の用に供する区画された土地で工場の周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているもの。 ・噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場 ・屋内運動施設、教養文化施設（美術館、資料館等） ・雨水浸透施設（浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地） ・太陽光発電施設（生産施設の用に供する場合を除く） 	5%以上 25%以上 うち工場敷地周辺に15%以上		

※「工場立地法」施行前（S49年6月28日以前）に建設された工場や特例が適用される工業団地は、別の定め（準則の備考）によります。
 ※「企業立地促進法」に基づく条例により、緑地等の面積割合が緩和されている区域もあります（一部市町のみ）。

工場立地法（昭和34年3月20日 法律第24号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆工場立地での環境保全	○ 工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施・準則等の公表、これらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与する。
2 特定工場の届出 (法6、8) ☆届出対象規模 ☆届出対象業種 ☆届出事項	○ 届出対象規模（政令2） 敷地面積：9,000m ² 以上、建築物の建築面積3,000m ² 以上 ○ 届出対象業種（省令2） 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 ○ 製造業等に係る工場等であって、1団地内の敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上のもの（特定工場）を新設、変更しようとする者は、知事（市の区域に属する場合は市長）に次の事項等を届け出ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 特定工場における製品等 ・ 特定工場の設置場所 ・ 特定工場の敷地面積、建築面積 ・ 特定工場における生産施設、緑地、環境施設の面積等 ・ 特定工場における大気・水質の公害防止施設設置等 ・ 特定工場の新設のための工事開始予定日
3 工場立地の準則等 (法4、4の2) ☆緑地とは ☆環境施設とは ☆工業団地とは ☆工業集合地とは ☆生産施設面積割合 ☆緑地面積割合 ☆環境施設面積割合	○ 用語 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地：以下の各号に掲げる土地又は建築物屋上等緑化施設 <ul style="list-style-type: none"> (1)樹木が成育する区画されたもの (2)低木又はその他の地被植物で表面が覆われているもの ・ 環境施設：噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設 ・ 工業団地：2以上の工場又は事業用の敷地、これに緑地、道路等のために取得され又は構成される一団の土地 ・ 工業集合地：2以上の工場等が集中して立地する一団の土地 ○ 工場立地に関する準則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設の面積の敷地面積に対する割合 業種（第1～7種）の区分ごとに定められている。（準則別表1） 第1種30 / 100、第2種40 / 100、第3種45 / 100、第4種50 / 100、第5種55 / 100、第6種60 / 100、第7種65 / 100 以下 ・ 緑地面積の敷地面積に対する割合20 / 100以上 ・ 環境施設（緑地含む）の敷地面積に対する割合25 / 100以上 ・ 環境施設（緑地含む）は敷地面積に対する割合の15 / 100以上を周辺部に配置 ※ 工業団地及び工業集合地に対して特例がある。（準則5、6） ※ 既存工場（S49.6.28以前設置）の建て替えについて特例がある。（準則備考） ※ 一部市町においては、緑地等面積割合の緩和区域がある。（運用例規ほか）
4 実施の制限 (法11)	○ 特定工場の届出者（変更含む。）は、届出が受理されてから90日経過後でなければ新設又は変更しないこと。 ○ 知事（または市長）はその期間を短縮することができる。（90日前まで→30日前まで）
5 その他の届出 (法12、13)	○ 特定施設等の届出者に法人名称の変更等があったときは、遅滞なく届出。 ○ 特定施設等の届出者から当該施設を承継した者は、遅滞なく届出。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年 5月 26日	準則改正（生産施設面積率の見直し）
平成20年 6月 11日	運用例規改正（企業立地促進法に基づく市町への一部事務移管）
平成22年 6月 30日	準則改正（環境施設に太陽光発電施設を追加）
平成23年 9月 30日	準則改正（緑地の「最低面積」規定を削減、地域準則の基準改正）
平成24年 4月 1日	法改正（工場立地法に基づく事務をすべて市へ委譲）
平成27年 5月 25日	準則改正（生産施設面積率の見直し）

（参考資料）「工場立地届出要領（工場立地法）」石川県商工労働部産業立地課

（問合せ先）石川県商工労働部産業立地課

電話 076-225-1517 FAX 076-225-1518

30 エネルギーの使用の合理化等に関する法律とは？

通称「省エネ法」！

省エネルギーは経済に直結する問題であり、考え方としては当然、昔からありました。それをもっと徹底しなければならないと痛感させたのがいわゆる石油ショックでした。

その反省をふまえて、昭和54年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）」が制定され、運用されてきました。

平成10年には、COP3の議論を背景として、「温対法」の制定とあわせて「省エネ法」の改正が行われ、平成11年4月に施行されました。その後、平成14年6月の改正により、第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件が撤廃され、オフィスビル、デパート、ホテル、学校、病院、官公庁などを含む全ての業種に拡大されました。

平成17年8月の改正では、輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業所及び住宅・建築物分野における対策を強化する措置が講じられ、平成20年5月の改正では、エネルギー消費量が増加している業務部門に係る省エネルギー対策の強化が図られました。

また、東日本大震災後、従来からのエネルギーの使用の合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理や、エネルギー消費量が特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策の強化が必要となっています。

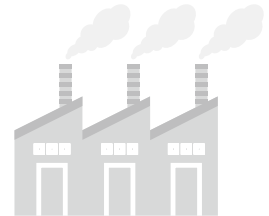
このような背景から、平成25年5月の改正では、電気需要の平準化の推進やトップランナー制度の建築材料等へ拡大等に関する措置が追加されました。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日 法律第49号）のキーポイント	
主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆エネルギー使用合理化等の総合的推進	○ 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化等に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
2 基本方針等 (法3、5) ☆基本方針の策定・公表 ☆事業者の判断基準策定・公表	○ 経済産業大臣は、工場等、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化等を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。 ○ 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項等並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の燃焼の合理化 ・ 加熱・冷却・伝熱の合理化 ・ 廃熱の回収利用など
3 エネルギー使用者の努力 (法4)	○ エネルギーを使用する者は、基本方針に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

●「省エネ法」が規制する分野は？

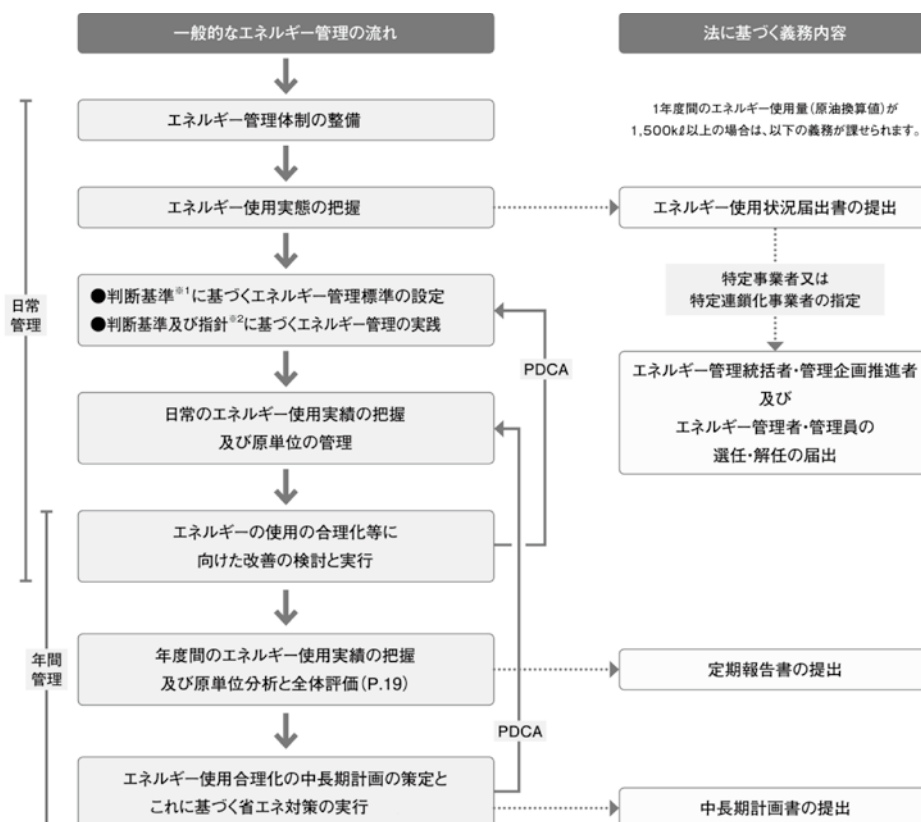
「省エネ法」が直接規制する事業分野としては、“工場等”（工場又は事務所その他の事業場）、“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具等”（エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料）の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象とされます。なお、本ハンドブックでは、これらのうち、工場等に係る措置についての概要を記載します。

工場等	<ul style="list-style-type: none"> ●工場等を設置して事業を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）を設置して事業を行う者
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者（自家輸送を含む） ●荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者（自家輸送を含む）
住宅・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●建築時：住宅・建築物の建築主 ●増改築、大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 ●特定住宅（戸建て住宅）：住宅供給事業者（住宅事業建築主）
機械器具等	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費機器等の製造又は輸入事業者 ●熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入事業者



●事業者が行わなければならないことは？

エネルギーを使用して事業を営む者は、省エネ法の下、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければなりません。エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を推進するための一般的な管理の流れは以下のとおりになっています。事業者はまず適切なエネルギー管理を行うために管理体制を整備し、自らのエネルギー使用量を把握することから始めることになります。



※1：判断基準とは、エネルギーを使用して事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。詳細については、以下のURLを御参照ください。http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

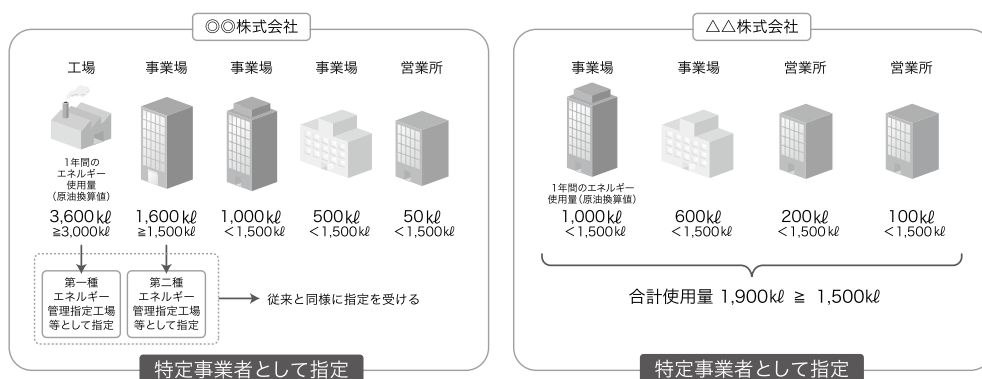
※2：指針とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。詳細については、以下のURLを御参照ください。http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

●規制の対象となる事業者

■事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

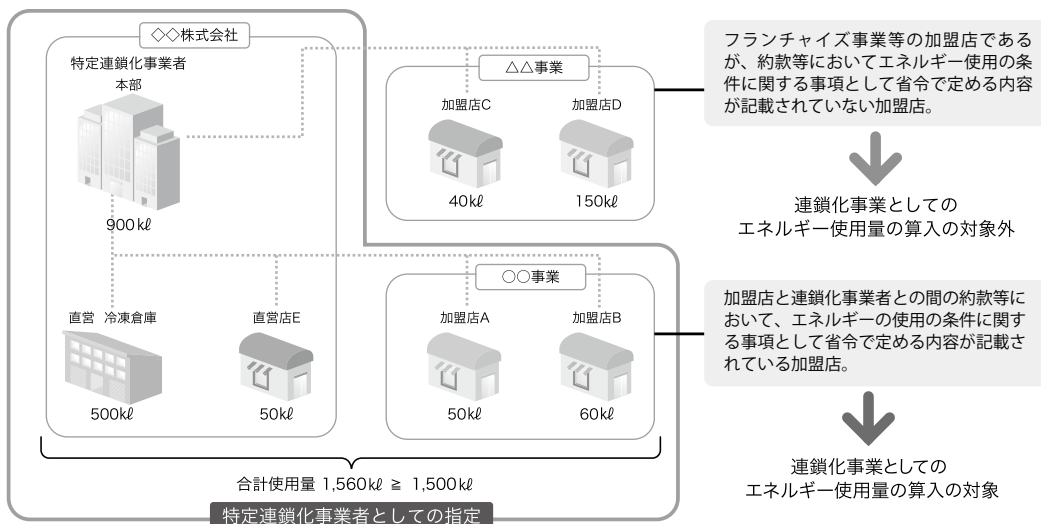
平成20年の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位（注1）（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わりました。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

事業者単位（企業単位）の法体系（事業者全体としてのエネルギー管理）（平成22年4月1日から）



■フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者（注2）となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500キロリットル以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。



注1：事業者単位の範囲とは？

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、持株会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者とは？

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等※3で満たしている事業者をいいます。

- (1)本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2)加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- 照明器具の機種、性能又は使用方法
- 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※3：本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守する、といった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針又は行動規範、マニュアル等に(1)及び(2)の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

●特定事業者・特定連鎖化事業者に課せられる義務等

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500キロリットル/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

■事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	1,500kl/年度以上	1,500kl/年度未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	—
事業者 の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者
	取り組むべき事項	判断基準の遵守（管理標準の設定、省エネ措置の実施等） 指針に定めた措置の実施（燃料転換、稼働時間の変更等）
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減 又は電気需要平準化評価原単位の低減	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等	—

■特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	3,000kl/年度以上	1,500kl/年度以上~3,000kl/年度未満	1,500kl/年度未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等	第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 第一種指定事業者	第二種特定事業者	—
業種	製造業等5種 (鉱業、製造業、 電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
事業者 の義務	選任すべき者	エネルギー管理者 エネルギー管理員	エネルギー管理員

■特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出すべき書類

提出書類	提出時期	提出先
定期報告書	毎年度7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁
中長期計画書	毎年度7月末日	
エネルギー管理者等の 選解任届	選解任のあった日後、 最初の7月末日	事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局

平成16年度以降の主な沿革		
平成17年8月10日	法律第93号	輸送部門に関する措置の追加等（平成18年4月1日施行）
平成20年5月30日	法律第47号	住宅・建築物に係る諸制度（登録建築物調査機関の新設等） (平成21年4月1日施行)
		事業者単位のエネルギー管理の導入（平成22年4月1日施行）
平成25年5月31日	法律第25号	電気の需要の平準化の推進（平成26年4月1日施行） トップランナー制度の建築材料等への拡大（平成25年12月28日施行）

(参考資料) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 省エネ法の概要」 経済産業省資源エネルギー庁
(問合せ先) 中部経済産業局エネルギー対策課 (届出関係) 電話052-951-2775

31 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法とは？

通称「新エネ法」！

新エネルギーとは、再生可能エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするものとして定義されています。

わが国においては、石油を中心とする一次エネルギーの化石燃料への依存度が8割以上と他の先進国と比べて高い水準にあり、エネルギーセキュリティの向上を図る必要があります。

それに加えて、地球環境問題への対応の必要性があり、平成9年に新エネルギーの導入促進のための法律である「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（通称：新エネ法）」が制定されています。

「新エネ法」では、太陽光発電・熱利用、風力発電、中小規模水力発電、雪氷熱利用、温度差エネルギー、バイオマス発電・熱利用・燃料製造などのエネルギー利用を進めることになっています。特に、事業者に対しては、エネルギーを使用する際には、資源節約や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を、具体的には以下のような取組みを求めています。

① 新エネルギーの自家利用の推進

例) 工場・事業場の屋根、壁面等への太陽光発電の導入 等

② 新エネルギーを活用した分野への事業展開

例) 風力発電による売電事業

温度差エネルギーを活用した熱供給事業 等

また、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車は、平成20年4月1日、政令改正によって新エネルギーの定義からは外れましたが、「革新的なエネルギー高度利用技術」として、その普及を図ることが必要なものとされています。

なお、新エネルギーの導入や事業化にあたっては、国や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等のいろいろな助成制度があります。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度について」

平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものです。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月1日からスタートしました。買い取りにかかった費用は、電気利用者が負担することとなっています。

なお、買取期間・買取価格については、中立的な第三者委員会の意見に基づき、経済産業大臣が告示することとなっています。

また、平成21年11月1日から始まった「太陽光発電の余剰買取制度」は、太陽光発電設備により家庭や事業所等で作られた電力のうち、使わないで余った電力を、10年間電力会社が買い取る制度ですが、再生可能エネルギー固定価格買取制度の開始に伴い、同制度へ移行しました。（太陽光発電の余剰買取制度で売電をしていた方は、再生可能エネルギー固定価格買取制度下にて従来と同条件で買取りが続きます。）

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年4月18日 法律第37号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆新エネルギー使用推進	○ 内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与する。
2 新エネルギー利用等 (法2) ・バイオマス燃料製造 ・バイオマス熱利用 ・太陽熱利用 ・温度差熱利用 ・雪氷熱利用 ・バイオマス発電 ・地熱発電 ・風力発電 ・中小規模水力発電 ・太陽光発電	○ 新エネルギー利用等とは、石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの。(政令1) ① 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものを原材料とする燃料を製造すること。(バイオマス) ② バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること。 ③ 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。 ④ 冷凍設備を用いて海水、河川水その他の水を熱源とする熱を利用すること。 ⑤ 雪又は氷を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用すること。 ⑥ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用すること。 ⑦ 地熱を発電に利用すること。 ⑧ 風力を発電に利用すること。 ⑨ 水力を発電に利用すること。(出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。) ⑩ 太陽電池を利用して電気を発生させること。
3 エネルギー使用者等の努力 (法4)	○ エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めること。 ○ エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等の促進に努めること。
4 利用計画の認定 (法8)	○ 事業活動において新エネルギー利用等を行おうとする者は、当該新エネルギー利用等に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

平成16年度以降の主な沿革……なし

(問合せ先) 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課

電話 03-3501-4031